

ご存じですか？

特別児童扶養手当・児童扶養手当

【特別児童扶養手当】

この手当は、精神または身体に障がいがある20歳未満の児童を家庭において監護（保護者として生活の面倒を見ていること）している父、もしくは母、または、父母に代わって児童を養育している方に支給されます。（所得による支給制限があります）

○手当の対象となる児童の障がいの程度

- ・身体障害者手帳の判定がおおむね1～3級（内部疾患含む）程度に該当する方
- ・療育手帳の判定が㉔・A・B程度の知的障がいがある場合

※この手当と児童扶養手当、障害児福祉手当との併給は可能です。

○次のような場合は、手当を受けることができません。

- ①児童が障がいによる公的年金を受けるとき。
- ②児童が児童福祉施設（保育所・通園施設・肢体不自由施設への短期母子入所を除く）に入所中のとき。

○支給月額

1級 50,400円

2級 33,570円

受給資格があっても申請をしなければ支給されませんのでご注意ください。

【児童扶養手当】

児童扶養手当は、父母の離婚などで父または、母と生計を同じくしていない子どもが養育される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

○手当を受けることができる方

次の①～⑨に当てはまる児童を監護しているひとり親家庭の父・母または両親に代わってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けることができます。

※この場合の児童とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日までにある児童をいいます。ただし、心身におおむね中程度以上の障がい（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障がい）がある場合は、20歳未満までとなります。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が一定程度の重度の障がいの状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童

- ⑤父または母が引き続き1年以上遺棄（連絡等がとれず児童の養育を放棄していること）している児童
- ⑥父または母が引き続き1年以上刑務所等に拘禁されている児童
- ⑦母の婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
- ⑨父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による保護命令を受けた児童（母または父の申立により発せられたものに限る）

○次のような場合は手当を受けることができません。

- ①児童が児童福祉施設等に入所しているなど、受給資格者が養育していると認められないとき。
- ②請求者（受給者）が老齢福祉年金以外の公的年金を受けるとき。
- ③児童が父または母の死亡により遺族年金等の公的年金を支給されるとき、父または母に支給される公的年金の加算対象になっているとき。
- ④請求者（受給者）に婚姻届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の相手がいるとき。

○支給月額(所得により支給額の制限があります)

全部支給 41,430円

一部支給 41,420～9,780円

なお、2人以上の児童を有する受給者に係る加算月額は第2子5,000円、第3子以降1人につき3,000円です。

※平成23年4月から障害年金の配偶者や子の加算制度が改正されました。これに伴い、障害年金の加算対象児童についても児童扶養手当の支給対象となる場合があります。詳しくは、福祉課子ども福祉Gまでお問い合わせください。児童扶養手当を受給するためには、申請（認定請求）が必要です。

問 本庁 福祉課子ども福祉G

☎52-1111 内線137

山支 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121(代表)

美支 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111(代表)

緒支 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111(代表)

御支 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111(代表)

